

船舶事故等調査報告書

平成21年7月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第43号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成20年12月16日 10時40分ごろ	
発生場所	宮崎県都井漁港内 都井岬灯台から真方位301° 4,600m付近 (概位 北緯31° 23.3′ 東経131° 18.3′)	
事故等調査の経過	平成21年3月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第八十八幸洋丸、19トン 292-45575宮崎、株式会社幸洋建設（船舶所有者） B バージ 第八幸洋号、長さ60.5m、幅23m 不詳	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士、五級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	A 推進器を損傷	
事故等の経過	A船は、船長ほか4人が乗り組み、初めて、都井漁港に入港し、消波ブロック約80トン積んだB船を押して出港しようとした際、A船の船尾部が浅所に接触した。 浸水や油の流出はなく、本事故後の航行中、振動が発生するので、ドックに上架したところ、推進器を損傷していた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし 海象：潮汐 下げ潮	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、船長が初めての港だったことから、浅所状況の判断を適切に行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、A船がB船を押して出港中、浅所状況の判断を適切に行わなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	